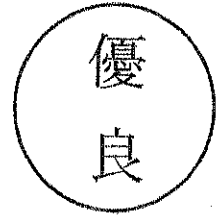


許可番号06521016274

### 産業廃棄物処分業許可証



住所 京都府京都市伏見区久我西出町4番地38

氏名 伏見クリエイト株式会社 代表取締役 文 祐基  
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する

京都市長 門川大



許可の年月日 令和 4年 5月 31日

許可の有効年月日 令和 11年 5月 30日

#### 1. 事業の範囲

中間処理 (破碎)

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| ① 廃プラスチック類 | ⑤ ゴムくず                  |
| ② 紙くず      | ⑥ 金属くず                  |
| ③ 木くず      | ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ④ 繊維くず     | ⑧ がれき類                  |
- 以上8種類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

#### 2. 事業の用に供する全ての施設

破碎施設 (ハンマーミル式破碎機)

設置場所: 京都市伏見区久我西出町4番地38

設置年月日: 平成19年 2月21日

許可年月日: 平成19年 1月30日

許可番号: 第148号

処理能力: ① 34 t/日 (8H)、③ 93 t/日 (8H)、⑧ 118 t/日 (8H)

#### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 5月20日	新規許可
平成 11年 5月20日	更新許可
平成 16年 5月20日	更新許可
平成 19年 3月20日	変更届 (破碎機の変更)
平成 21年 5月20日	更新許可
平成 26年 5月20日	更新許可 (優良認定)
令和 3年 5月20日	更新許可
令和 4年 5月31日	更新許可 (優良認定)
令和 5年 4月28日	変更届 (代表者)

#### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無